

少額調達案件の見積依頼(オープンカウンター方式)について

- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税等込み)を提示された事業者を契約の相手方といたします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の問合せ先にご連絡ください。

≪留意事項≫

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ※岐阜県警察本部の実施する少額調達の見積依頼案件に初めて参加される場合は、見積書と一緒に誓約書を提出してください。

2 連絡先(見積書等の問合せ先及び提出先)

岐阜県警察本部総務室会計課出納第一係
〒500-8501 岐阜市藪田南2丁目1番1号
代表電話(058)271-2424(内線2255)
メール c18873@pref.gifu.lg.jp

※説明を受けるために直接来庁される場合は、担当者が不在の場合がありますので、事前に電話にてご連絡していただいた後来庁をお願いします。

3 見積書の提出について

- (1) 参加者は、本依頼書及び暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、見積書の提出をお願いします。暴力団排除に関する誓約事項については、見積書の提出をもって誓約したものとみなします。
- (2) 見積書は、電子メール、郵送又は持参により提出してください。
- (3) 電子メールで提出される場合は、件名を「オープンカウンター見積書」としていただき、PDF形式にて送付してください。

(4) 郵送又は持参により提出される場合は、封筒表面に「オープンカウンター見積書在中」と記載して封緘してください。

(5) 見積書の様式は各社の任意様式でかまいませんが、以下の事項は記載してください。

ア 見積書の作成年月日

イ 宛先(支出負担行為担当官 岐阜県警察会計担当官)

ウ 参加者の住所、氏名(法人の場合は名称又は商号及び代表者の職氏名)、押印

電子メールによる提出及び押印を省略する場合は、ウに加えて以下のとおり記載

発行責任者:氏名(フルネーム)、連絡先

発行担当者:氏名(フルネーム)、連絡先

※発行責任者と発行担当者が同じ場合は、「発行責任者及び発行担当者」も可

エ 案件名

オ 見積金額(消費税等込)

(6) 見積額は、特段の指示がない場合を除き、当該案件の履行に要する一切の経費を含んだ総価(消費税等込)としてください。

(7) 同等品可とされた案件について、同等品で見積する場合は、見積提出期限の5日前(閉庁日を除く)までに、同等品申請書を提出してください。この場合、承認を得た場合のみ同等品で見積できることとします。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 見積書の記載及び押印に不備がある
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字及び脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 同等品等の事前確認が必要な見積にあつては、その確認がなされていない見積
- (7) その他暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

5 契約の相手方及び契約金額について

(1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格(消費税等込)を提示された事業者を契約の相手方といたします。

(2) 同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い「くじ引き」を実施します。

くじは当該見積を行った者にくじを引かせますが、くじに参加することができない場合又はくじ引きを辞退した場合は、その者に代わって岐阜県警察本部会計課の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。

(3) 契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額(消費税等込)となります。

6 見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせただければ決定業者及び金額についてお伝えいたします。

7 契約書等作成の要否について

会計法等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます(契約金額によっては作成を省略する場合があります)。

8 その他

(1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

(2) 参加者皆無の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができます。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。